

大ホール・小ホール・練習室「予約、申請方法」変更について

平成28年3月1日より、下記のとおり「予約、申請方法」の一部が変わることになりましたので、お知らせいたします。

申請書

●使用日12カ月前
(大ホール及び小ホール
予約開始日)

電話と窓口で、午前9時から予約を受け付けております。
午前9時の時点では、窓口で直接来館されたお客様の予約が優先され「予約申請者」になります。
また、午前9時前に来館された方同士で予約が重複した場合は、抽選となります。抽選は、受付のトランプカードを使用し、一斉に引いてもらいます。引いたカードの数字の大きい方が「予約申請者」です。

【特例予約】

大ホール及び小ホールにおいて、一つの公演・コンサート等で連続する日を使用する方が、使用日12カ月前に予約申請者となった場合、予約開始日に達していなくても、連続する日(5日以内とする)すべてについて「予約申請者」の資格を得ることが出来ます。

※予約申請者が、予約又は使用の許可を受けた事項を取り消す場合、連続する日の一部のみの取消しは出来ません。又、取消期間内の再予約及び再申請もできません。

予約申請者は、予約の決定した日の属する月の翌月末日まで使用申請書を提出していただきます。

●予約の決定した日の
属する月の翌月末日
(予約仮押さえ締切)

「予約申請者」による使用申請書提出(予約仮押さえ)期間終了。

未申請の場合は、予約した日についてその資格を失います

※当館より使用申請書未提出に際して、事前、事後、ともに何らの通知、連絡は要しませんので早期の使用申請書を提出願います。

【特例予約】

未申請の場合は、予約した連続する日すべてについてその資格を失います。

●使用日当日
(附属設備費支払い)

当日使用分の附属設備費(音響機材・照明・ピアノ等)をお支払いいただきます。

●使用日3カ月前
(ステージのみ及び
練習室予約開始日)

予約申請者は、予約の決定した日の属する月の翌月末日まで使用申請書を提出していただきます。

●予約の決定した日の
属する月の翌月末日
(予約仮押さえ締切)

「予約申請者」による使用申請書提出(予約仮押さえ)期間終了。

未申請の場合は、予約した日についてその資格を失います

※当館より使用申請書未提出に際して、事前、事後、ともに何らの通知、連絡は要しませんので早期の使用申請書を提出願います。

●使用日当日
(附属設備費支払い)

当日使用分の附属設備費(音響機材・照明・ピアノ等)をお支払いいただきます。